

福井 2 丁目町内会緊急事態準備金取扱要領

1 名称

福井 2 丁目町内会会計の収入・支出の一部を区分して、積み立てを行うこととし、名称を福井 2 丁目町内会緊急事態準備金とする。

2 積み立て

各会計年度末において、その年度に徴収された町内会会費の 25%に相当する額を積み立てる。

3 積立金有高の上限額

積立金の有高は、5,000,000円を上限とする。

4 取り崩し

積立金の取り崩しは、次に定める使途の場合に限ることとし、その際、役員会の承認を得るものとする。

5 使途

- ①町内の除排雪事業費の一部の支払いのため
- ②長期使用の用具類等で、価格が概ね 100,000 円を超える物品の購入のため
- ③その他、役員会において必要と認められる用途のため

6 その他

その他、この準備金の取り扱い上必要なことは、役員会において決定する。

附 1

- 1 この要領は、平成 22 年 5 月 15 日開催の役員会において制定した
- 2 この要領は、令和 8 年 5 月 23 日開催の役員会において第 3 条を改定した